・公　表　　令和８年10月30日付け佐賀県公報
・報道解禁日
　　新聞
　　令和８年10月30日朝刊以降
　　テレビ・ラジオ・インターネット
　　令和８年10月30日午前５時以降

令和７年７月２０日執行
参議院佐賀県選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表に係る説明資料

令和８年 10 月 21 日

選挙管理委員会事務局

令和７年７月２０日執行参議院佐賀県選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の概要

１　選挙運動に関する収支報告書の提出者

	今　回	前　回＊
候補者数	４人	５人
提出者数	４人	５人

＊「前回」とは令和４年７月10日執行参議院佐賀県選出議員選挙をいう。以下同じ。

２　収支の状況

（１）収　入

①収入総額

今　回	前　回	前回比
20,182,137円	19,649,526円	532,611円（102.7%）

②一人当たり

今　回	前　回	前回比
5,045,534円	3,929,905円	1,115,629円（128.4%）

（２）支　出

① 支出総額

今　回	前　回	前回比
35,038,525円	36,208,655円	△1,170,130円（ 96.8%）

② 一人当たり

今　回	前　回	前回比
8,759,631円	7,241,731円	1,517,900円（121.0%）

３　収支の項目別内訳

（１）収　入

収入の構成比は、97.1%が寄附、2.9%がその他の収入となっている。

収入額	寄　附	その他の収入
20,182,137円	19,598,548円（97.1%）	583,589円（2.9%）

（２）支　出

支出額が多い項目は、広告費、印刷費、家屋費、人件費の順で、この４項目で支出額全体の83.2％を占めている。

項目	支出額	項目	支出額
人件費	3,606,758円（10.3％）	広告費	15,108,343円（43.1％）
家屋費	4,928,495円（14.1％）	文具費	62,628円（ 0.2％）
通信費	305,625円（ 0.9％）	食糧費	1,647,998円（ 4.7％）
交通費	1,482,663円（ 4.2％）	休泊費	535,600円（ 1.5％）
印刷費	5,502,754円（15.7％）	雑　費	1,857,661円（ 5.3％）
		計	35,038,525円（ 100％）

（３）選挙公営費

（２）の印刷費、広告費のうち、選挙公営費として16,217,756円（印刷費:5,329,148円、広告費:10,888,608円）を県が負担した。これは支出額全体の46.3％に当たる。

４　候補者毎の収支状況（金額の大きい順）

（１）収　入

	今回		前回	
	候補者名	収入額	候補者名	収入額
1	山下雄平	11,000,000円	福岡資麿	8,290,000円
2	富永明美	7,500,000円	小野　司	6,000,000円
3	下吹越優也	952,884円	上村泰稔	3,377,850円
4	松尾芳治	729,253円	眞喜志雄一	1,381,446円
5			稲葉継男	600,230円

（２）支　出

	今回		前回	
	候補者名	支出額	候補者名	支出額
1	山下雄平	16,560,367円	福岡資麿	14,106,977円
2	富永明美	13,272,648円	小野　司	10,833,952円
3	下吹越優也	4,971,257円	上村泰稔	4,318,446円
4	松尾芳治	234,253円	眞喜志雄一	3,593,118円
5			稲葉継男	3,356,162円

＜注＞％の表示単位未満は四捨五入している。そのため、内訳と合計が合わない場合がある。

令和7年7月20日執行　参議院佐賀県選出議員選挙　候補者別選挙運動に関する収入支出表

(支出の制限額32,287,600円)　　(単位：円)

候補者名	収入			支出										
	寄附	その他の収入	計	人件費	家屋費	通信費	交通費	印刷費	広告費	文具費	食糧費	休泊費	雑費	計
下吹越　優也	952,884	0	952,884	0	75,116	0	22,600	802,683	4,031,206	32,172	0	0	7,480	4,971,257
富永　明美	7,500,000	0	7,500,000	1,928,900	2,149,071	251,260	236,364	2,418,850	4,728,510	10,720	677,434	0	871,539	13,272,648
松尾　芳治	145,664	583,589	729,253	0	0	21,618	50,378	96,296	0	0	36,261	0	29,700	234,253
山下　雄平	11,000,000	0	11,000,000	1,677,858	2,704,308	32,747	1,173,321	2,184,925	6,348,627	19,736	934,303	535,600	948,942	16,560,367
合　計	19,598,548	583,589	20,182,137	3,606,758	4,928,495	305,625	1,482,663	5,502,754	15,108,343	62,628	1,647,998	535,600	1,857,661	35,038,525

令和7年7月20日執行　参議院佐賀県選出議員選挙　選挙運動に関する収入支出表

今回　　（単位：円）

選挙区名	提出者数	収入			支出										
		寄附	その他の収入	計	人件費	家屋費	通信費	交通費	印刷費	広告費	文具費	食糧費	休泊費	雑費	計
合計	4	19,598,548	583,589	20,182,137	3,606,758	4,928,495	305,625	1,482,663	5,502,754	15,108,343	62,628	1,647,998	535,600	1,857,661	35,038,525
平均		4,899,637	145,897	5,045,534	901,690	1,232,124	76,406	370,666	1,375,689	3,777,086	15,657	412,000	133,900	464,415	8,759,631

前回参議院佐賀県選出議員選挙時（R4.7.10）

合計	5	12,580,426	7,069,100	19,649,526	2,814,860	3,842,112	539,635	1,907,868	5,635,123	18,354,676	78,052	1,187,723	348,272	1,500,334	36,208,655
平均		2,516,085	1,413,820	3,929,905	562,972	768,422	107,927	381,574	1,127,025	3,670,935	15,610	237,545	69,654	300,067	7,241,731

前回との増減

合計	−1	7,018,122	−6,485,511	532,611	791,898	1,086,383	−234,010	−425,205	−132,369	−3,246,333	−15,424	460,275	187,328	357,327	−1,170,130
平均		2,383,552	−1,267,923	1,115,629	338,718	463,702	−31,521	−10,908	248,664	106,151	47	174,455	64,246	164,348	1,517,900

選挙運動に関する収支報告書について

１　収支報告書の提出（公職選挙法第１８９条）

出納責任者は、候補者の選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出に関する事項を記載した報告書を、それぞれ次に掲げる期間までに、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に提出しなければならない。

（１）選挙期日の公示の日前まで、公示の日から選挙期日まで及び選挙期日の経過後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、これを併せて精算し、選挙の期日から１５日以内

（２）上記の精算届出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から７日以内

２　収支報告書の要旨の公表（公職選挙法第１９２条）

収支報告書を受理したときは、選挙管理委員会は、その要旨を公表しなければならない。

その公表は、都道府県選挙管理委員会にあっては県公報により行う。

３　収支報告書の保存及び閲覧（公職選挙法第１９２条）

選挙管理委員会は、収支報告書を受理した日から３年間保存しなければならない。

何人も上記の期間内においては、選挙管理委員会の定めるところにより当該収支報告書の閲覧を請求することができる。

４　会計帳簿の保存（公職選挙法第１９１条）

出納責任者は、会計帳簿、明細書及び領収書その他の支出を証すべき書面を収支報告書提出の日から３年間保存しなければならない。

○ 選挙運動に関する支出金額の制限

（公職選挙法第１９４条、公職選挙法施行令第１２７条）

$$\text{制限額} = 13\text{円} \times \frac{\text{選挙人名簿登録者数}}{\text{当該選挙区の議員定数}} + 23,700,000\text{円}$$

$$= 13\text{円} \times \frac{660,583\text{人}}{1\text{人}} + 23,700,000\text{円}$$

$$= 32,287,579\text{円}$$

$$\fallingdotseq 32,287,600\text{円}（100\text{円未満切上げ}）$$

※　選挙人名簿登録者数は、当該選挙における選挙人名簿の選挙時登録の日現在における総数

選挙時登録の日　　令和７年７月２日

（参考）

◎ 過去の制限額について

令和４年７月１０日執行　参議院佐賀県選出議員選挙
制限額　　３２，４６３，５００円

令和元年７月２１日執行　参議院佐賀県選出議員選挙
制限額　　３２，６４６，４００円

選挙運動に関する収支報告書の費目

人件費　選挙運動のために使用する労務者、事務員、車上等運動員、手話通訳者及び要約筆記者に対する報酬

家屋費　選挙事務所の借上料、電話架設料、個人演説会場の借上料等

通信費　電報、電話、葉書、封書等に要する費用

交通費　運動員、事務員、労務者に係る実費弁償

印刷費　選挙運動のために使用するポスター、葉書及びビラの印刷費等

広告費　立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機等の費用

文具費　紙、筆記用具、その他選挙事務所において使用した消耗品等の費用

食糧費　湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供に要した費用、法律で認められた運動員、労務者に対して提供する弁当の調製に要した費用等

休泊費　休憩及び宿泊に要した費用

雑費　ガス代、電気代、水道代等

※　諸費目はおおよそ上記のように分類されるが、選挙運動の費用は、これだけに限るものではなく、およそ「選挙運動に関する」費用は全て適宜上記の費目に当てはめ、記載されることとなる。

下記の支出は、広義では選挙運動に関する支出であるが、狭義では当該選挙運動期間外の支出であったり、候補者又は出納責任者の関知しない支出であったりすることから、公職の候補者個人の収支報告書に記載する必要がない。

（公職選挙法第１９７条）

１．立候補準備のために要した支出で、公職の候補者若しくは出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの

２．立候補の届出があった後、公職の候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの

３．公職の候補者が乗用する船車馬等のために要した支出

４．選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出

５．選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料

６．候補者届出政党が行う選挙運動のために要した支出

７．選挙運動用に使用する自動車及び船舶の借上料、ガソリン代、修繕代等に要した支出